省令

法務大臣　山下　貴司

○法務省令第十二号

検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第四項の規定に基づき、地方検察庁支部設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

地方検察庁支部設置規則の一部を改正する省令

地方検察庁支部設置規則（昭和二十二年司法省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（別表）

地方検察庁支部	
名称	位置
［略］	
千葉地方検察庁八日市場支部	匝瑳市
千葉地方検察庁佐原支部	香取市
［略］	
水戸地方検察庁麻生支部	行方市
［略］	
京都地方検察庁園部支部	南丹市
［略］	
神戸地方検察庁社支部	加東市
神戸地方検察庁龍野支部	たつの市
［略］	
福井地方検察庁武生支部	越前市
［略］	
熊本地方検察庁天草支部	天草市
鹿児島地方検察庁名瀬支部	奄美市
鹿児島地方検察庁加治木支部	姶良市
鹿児島地方検察庁知覧支部	南九州市
［略］	
那覇地方検察庁平良支部	宮古島市
［略］	
仙台地方検察庁古川支部	大崎市
［略］	
仙台地方検察庁登米支部	登米市
［略］	
盛岡地方検察庁水沢支部	奥州市

改正前

（別表）

地方検察庁支部	
名称	位置
［同上］	
千葉地方検察庁八日市場支部	八日市場市
千葉地方検察庁佐原支部	佐原市
［同上］	
水戸地方検察庁麻生支部	茨城県行方郡麻生町
［同上］	
京都地方検察庁園部支部	京都府船井郡園部町
［同上］	
神戸地方検察庁社支部	兵庫県加東郡社町
神戸地方検察庁龍野支部	龍野市
［同上］	
福井地方検察庁武生支部	武生市
［同上］	
熊本地方検察庁天草支部	本渡市
鹿児島地方検察庁名瀬支部	名瀬市
鹿児島地方検察庁加治木支部	鹿児島県姶良郡加治木町
鹿児島地方検察庁知覧支部	鹿児島県川辺郡知覧町
［同上］	
那覇地方検察庁平良支部	平良市
［同上］	
仙台地方検察庁古川支部	古川市
［同上］	
仙台地方検察庁登米支部	宮城県登米郡登米町
［同上］	
盛岡地方検察庁水沢支部	水沢市